

令和8年5月吉日

PTA 会員の皆様

板橋区立上板橋第一中学校 PTA

会長 浅野 光男

令和8年度 PTA 定期総会のご案内

日頃より PTA 活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

令和8年度の総会の実施につきましてご案内いたします。今年度の PTA 定期総会も、書面による審議とさせていただきます。「議案書」は上板橋第一中学校ホームページよりご覧いただけますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。上板橋第一中学校 PTA は、学校と連携をとりながら、子どもたちの学校生活を充実したものにするよう活動をしてまいります。今後とも、PTA 活動にご協力いただけますようお願い申し上げます。

以下の議案について、一括審議とさせていただきます。

それぞれ上一中ホームページ上の総会資料をご確認の上、ご承認をお願いいたします。

【議案】

- ・ 第1号議案 令和7年度 活動報告
- ・ 第2号議案 令和7年度 決算報告
- ・ 第3号議案 令和7年度 監査報告
- ・ 第4号議案 令和8年度 PTA 役員選出
- ・ 第5号議案 令和8年度 活動計画案
- ・ 第6号議案 令和8年度 予算案
- ・ 第7号議案 PTA会則の改定



【議決権行使または委任について】

右上の二次元コードからGoogleフォームを用いて5月29日(金)までに議決権行使または委任をお願いいたします。上記期限までに議決権行使または委任のない場合、承認されたものとみなしますのでご了承ください。

ご意見等については、上一中 PTA メール kamiita1st.pta@gmail.com までお寄せください。

令和7年度 上板橋第一中学校PTA活動報告

		本部	かみいちサポーターズ	
R7	4月	8日	入学式/参列・来賓お茶出し・ターポリン設置 役員会	
		18日	板橋区PTA連合会/出席	
		19日	校長・副校長・本部役員顔合わせ 役員会	
		19日	本部役員懇親会	
	5月	1日	給食費監査	
		18日	役員会	
		30日	定期総会	
	6月	3日	運動会/受付・ドリンク配布	運動会/受付・自転車整備等
		29日	中P連 第1回PTA交流会/出席	
	7月	13日	役員会	
	8月	30日	ICS委員会/出席 上一中懇親会(教職員、ICS 委員、PTA役員)	
	9月	6日	役員会/お御輿打ち合わせ	
		19日	お御輿法被配布	
		20日	天祖神社祭礼/パトロール	
		21日	天祖神社祭礼/お御輿担ぎ・パトロール	お御輿担ぎ/交通整備等
		27日	役員会/法被返却確認、教師の日 打ち合わせ・準備	
	10月	11日	教師の日打ち合わせ・準備	
		3日	教師の日 メッセージカード貼り出し作業	
		5日	天祖神社 お御輿反省会出席	
		6日	教師の日	
		24日	会計打ち合わせ	
		25日	制服リサイクル販売(合唱コンクール)	
		31日	中P連 板橋音楽祭お手伝い	
	11月	9日	役員会	
12月	14日	中P連 打ち合わせ/出席		
	21日	中P連 第2回PTA交流会/出席		
R8	1月	29日	会計打ち合わせ	
	2月	4日	ICS委員会/出席	
		7日	中P連 ブロック会/出席	
		13日	新入生保護者会/PTA活動内容説明・制服リサイクル販売	
	3月	11日	9年生教材費等 会計監査	
		17日	7・8年生教材費等 会計監査	
		19日	卒業式/参列・来賓お茶出し・卒対準備・ターポリン設置	
		22日	仲町地区 桜まつり/参列	
24日		PTA新入生用入学式配布資料準備		
29日	常盤台地区 桜まつり/参列・パトロール			

令和7年度PTA会計決算書

板橋区立上板橋第一中学校PTA

収入の部

(単位：円)

科目	予算額	決算額	比較増減	摘要
会費	396,000	385,600	△ 10,400	162名(職員17名、生徒143世帯、転校生2名1,600円含む)
雑収入	20,000	30,800	10,800	制服リサイクル代、町会お祭り費、寄付
預金利子	0	1,443	1,443	
前年度繰越金	712,051	712,051	0	
合計	1,128,051	1,129,894	1,843	

支出の部

	科目	予算額	支出額	比較増減	摘要
運営費	会議費	50,000	330	49,670	役員会
	事務用品費 (消耗品)	50,000	27,665	22,335	備品購入、事務機器メンテナンス、コピー代
	分担金	30,000	8,425	21,575	中P連分担金
	渉外連絡費	80,000	79,034	966	青健・その他会費
	通信費	100,000	66,000	34,000	役員通信費、公式LINE
	慶弔費	30,000	0	30,000	会員慶弔費
活動費	活動費	150,000	76,772	73,228	交流会費
	広報活動費	80,000	0	80,000	広報誌発行
	事業費	100,000	64,002	35,998	学校行事協力費
備品購入積立費		30,000	30,000	0	備品積立
周年行事費		100,000	100,000	0	周年行事積立
予備費		328,051	18,407	309,644	天祖神社御輿保険代 他
合計		1,128,051	470,635	657,416	

※ 本年度より備品購入用積立費が追加されました

総収入額 1,129,894 - 総支出額 470,635 = 差引残高 659,259円
 通帳残高 689,259円 (次年度繰越金 659,259円 備品積立金 30,000円)

備品購入積立金累計額 (令和7年度 30,000円=30,000円)
 周年行事積立金累計額 (前年度まで 1,283,093円+令和7年度 100,000円=1,383,093円)

令和 8年 3月 31日
 上記の通り報告します。

適正に処理されていることを確認しました。

PTA会長 浅野光男

会計監査 ケン ハイケン

PTA会計 今美和

風見一結

令和八年度 上板橋第一中学校 P T A 本部役員選出

会長 浅野 光男 9-1

副会長 中條 広美 9-1
斎藤 英樹 8-1
平田 裕子 7-1

書記 高橋 理恵子 9-1
斎藤 葉子 8-1

会計 桶田 麻郁 9-1
勅使川原 美穂 8-1
日浦 香 7-1

会計監査 グェン ハイ イェン 9-1
深田 玲奈 9・8-5
風見 一統 副校長 (教員)

顧問 今 美和

令和8年度 上板橋第一中学校PTA活動予定

		本部	かみいちサポーターズ
R8	4月	入学式/参列・来賓お茶出し等 校長・副校長・本部役員顔合わせ 板橋区PTA連合会	
	5月	定期総会 給食費 会計監査 運動会/受付・制服リサイクル販売等	運動会/自転車整備等
	6月	中P連 第1回PTA交流会	
	8月	ICS委員会 上一中懇親会（教職員 ICS委員 PTA本部役員）	
	9月	役員会 天祖神社祭礼/パトロール 天祖神社祭礼/お御輿担ぎ・パトロール	お御輿担ぎ/交通整備等
	10月	教師の日 制服リサイクル販売（合唱コンクール）	
	12月	中P連 第2回PTA交流会	
R9	2月	ICS委員会 中P連 上板橋ブロック会 新入生保護者会	
	3月	9年生教材費等 会計監査 7・8年生教材費等 会計監査 卒業式/参列・来賓お茶出し等 地域の桜まつり/参列・パトロール	卒業式(卒対サポーターズ)

*あくまでも予定であり、変更や中止になる場合もあります

令和8年度PTA会計予算書（案）

板橋区立上板橋第一中学校PTA

収入の部

(単位：円)

科 目	予算額	摘 要
会費	499,200	会員数：208名
雑収入	20,000	制服リサイクル代
預金利子	0	
前年度繰越金	689,259	
合計	1,208,459	

支出の部

	科 目	予算額	摘 要
運営費	会議費	30,000	役員会
	事務用品費 (消耗品)	50,000	コピー用紙代、インク代、文房具代
	分担金	20,000	中P連分担金
	渉外連絡費	100,000	青健・その他会費
	通信費	70,000	役員通信費、公式LINE
	慶弔費	20,000	会員慶弔費
	備品積立費	30,000	備品購入、事務機器メンテナンス
活動費	活動費	120,000	交流会費
	広報活動費	80,000	広報誌発行
	事業費	80,000	学校行事協力費
	周年行事費	100,000	80周年記念行事積立
	予備費	508,459	
	合計	1,208,459	

板橋区立上板橋第一中学校 P T A 会則

第一章 総則

第一条（名称）本会は板橋区立上板橋第一中学校 P T A と称する。

第二条（事務所）本会の事務所を上板橋第一中学校内におく。

第三条（目的）本会は保護者と教師が力を合わせて生徒の教育が理想的に行われるように努めるとともに、会員の教養を高め親睦をはかることを目的とする。

第四条（事業）本会の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学校、家庭、社会の文化の向上をはかる事業
- (2) 会員の教養と教育に関する理解を深め、親睦をはかる事業
- (3) 生徒の福祉、厚生をはかる事業
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第五条（運営方針）本会は教育を本旨とする民主的団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) 本会の目的は教育的なものであり営利を目的とせず、宗教や政治にかかわる活動は行わない。
- (2) 本会は学校経営に介入しない。
- (3) 本会は青少年の福祉のための団体、施設と協力し、また、その連合団体、連合会議に参加することができる。
- (4) 本会の正規の事業以外、どのような目的のためにも本会の名称を用いてはならない。

第二章 会員

第六条（任意加入）本会の会員は、任意の本校に在籍する生徒の保護者および本校に勤務する教職員をもって構成する。また、加入・非加入の意思確認については、次のとおりとする。

- (1) 生徒の保護者については、生徒の本校への入学時および転入時に行う。
- (2) 教職員については、本校への転入時に行う。

第七条（退会）退会については、次のとおりとする。

- (1) 生徒の保護者は、生徒の卒業または転校等により本校を転出した時点。
- (2) 教職員は、勤務校の異動により本校を転出した時点。
- (3) 自由意思によって退会するものは、役員に申し出る。

第八条（権利・義務）会員は、総会で意思表示をする権利を有し、本会の目的と方針に賛同し、会員相互の支えあいによる主体的なボランティアとして活動する。

第九条（会費・卒業対策費）会費・卒業対策費については、次のとおりとする。

- (1) 本会の会員は、総会において決定した会費、保護者一世帯および教職員一人あたり月 200 円 12 か月分を一括納入する。
- (2) 年度途中の入会の場合、月割計算で納入する。
- (3) 年度途中の退会の場合、既納会費は返金しないものとする。

- (4) 卒業対策費は、生徒一人当たり 1,000 円程度とし、卒業年度に会費とともに一括納入する。非会員の場合、卒業対策費のみ納入する。卒業対策費は、その年の生徒数と教員数から必要額を算出して金額を決めることとする。
- (5) 会費・卒業対策費の集金および督促、またそれに付随する事項に関しては、上板橋第一中学校 PTA と上板橋第一中学校との間に締結した委任契約に基づくものとする。

第三章 個人情報保護

第十条（会員情報の管理）本会の活動を推進するために必要とされる、会員情報の取得や利用および管理については別途定めた「個人情報保護に関する基本方針(プライバシーポリシー)」、「個人情報取扱方法」に従い、適正に運用するものとする。

第四章 経理

第十一条（経費）本会の活動に要する経費は、会費およびその他の収入によって支弁する。

第十二条（経理）本会の経理は、原則総会あるいは必要に応じて役員会・運営委員会で協議され認められた予算に基づいて行われる。

第十三条（決算）本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第十四条（会計年度）本会の会計年度は四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。ただし、次年度四月一日以降五月総会までの間の活動資金については前年度の繰越金をあてる。収支は総会において報告する。

第十五条（会計方法）本会の会計方法については別途「会計方法」を定め、適正に運営するものとする。

第五章 役員・会計監査

第十六条（定数）本会に次の役員および会計監査をおく。卒業対策委員は本会の役員とは別に選出する。

- (1) 会長一名以上（保護者）、副会長若干名（保護者）、書記若干名（保護者）、会計二名以上（保護者）、PTA 担当教職員若干名
- (2) 会計監査三名以上（保護者二名以上、教職員一名）

第十七条（任期）役員および会計監査の任期は一カ年とする。ただし、重任を妨げない。補欠就任の役員の任期は、その残任期間とする。

第十八条（選出方法）役員および会計監査、卒業対策委員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 推薦された者または立候補者を役員の話し合いで選出し、氏名を公表する前に各候補者の同意を得なければならない。
- (2) 役員および会計監査は、前項の候補者について総会の承認を得て決定する。ただし、重任の役員については、本会の運営に支障をきたすことの無いよう、四月からも活動を継続するものとする。また、新任の役員については、総会の承認を待たずして、四月から活動を開始するものとする。
- (3) PTA 担当教職員および教職員会計監査については、校長の決定による。

第十九条（任務）役員および会計監査の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は会務を統括し、会を代表する。また、総会・役員会を招集する。
- (2) 副会長は会長を助け、会長不在のときにはその職務を代行する。
- (3) 書記は総会について通知し、記録・その他資料を保管する。
- (4) 会計は本会のすべての金銭の収支を記録し、財産の管理および予算の立案、決算の報告をする。
- (5) 会計監査は在任年度の本会の経理を監査し、その結果を総会に報告する。

第二十条（校長）校長はすべての会合に出席し、意見を述べることができる。

第二十一条（顧問）本会に役員会の推薦により顧問をおくことができ、総会の承認を得て決定する。顧問就任の条件は役員経験者とする。顧問の任期は一年とする。顧問は役員会の要請により本会の各種会合に参加し、意見を述べるができる。

第六章 集会

第二十二条（総会）総会は本会の全会員によって構成され本会の最高議決機関である。

第二十三条（開催形式）総会は会長が招集し、会員の1/3の出席（電磁的方法による議決権行使・委任状を含む）をもって成立する。ただし状況に応じて招集せず、書面（電磁書面を含む）審議をもって定期総会や臨時総会に代えることができる。

第二十四条（議決）総会の議案は出席者（電磁的方法による議決権行使・委任状を含む）の過半数の賛成をもって議決する。書面（電磁書面を含む）審議の場合、期間を設け意見の提出を待って成立するものとする。

第二十五条（開催時期）総会は定期総会、その他会長および役員会が必要と認めた場合、または全会員の1/5の要求があった場合に、臨時総会として会長がこれを招集する。

- (1) 年度始総会 会計監査を経た前年度の事業および決算報告承認。役員会より提出された活動計画および新年度予算の審議ならびに承認、新年度の役員選出、その他。
- (2) 会則の改廃、その他本会の運営に必要な重大事項の決定は、定期総会または臨時総会にて承認を得る。

第二十六条（予算）本会の年度当初経費予算の決議は総会をもって決定されるが、年度途中における予算の見直しは役員会により決議される。

第二十七条（役員会）役員会は本会の役員・会員および教職員をもって構成し、次の事項を行う。

- (1) 役員が立案した事業計画の審議
- (2) 総会に提出する予算・決算および事業計画・事業報告の作成
- (3) 事業の推進および連絡調整
- (4) その他会長が必要と認める事項

第七章 サポーターズ制度

第二十八条（サポーター）本会は会員の中から、行事の都度「サポーター」を募り「かみいちサポーターズ」として、メンバーが協働して学校行事や地域行事の生徒のサポート活動にあたる。

第二十九条（卒対サポーターズ）9年生保護者より数名募り、卒業式等のサポート活動を行う。卒業対策の活動については、本部役員もサポートを行う。

第三十条（広報サポーターズ）広報サポーターズは、本会に関する広報活動を行う。

第三十一条（兼務の可否）両サポーターについては、兼務も可とする。また、広報サポーターズ・卒対サポーターズについては、役員との兼務も可とする。

第八章 付則

第三十二条（細則の制定）会長は役員会の協議を経て、この会則の施行に関する必要な細則を定めることができる。

第三十三条（会則の改定）この会則は総会の承認を得なければ改定できない。

第三十四条（会則の施行日）本会則は令和八年五月二十日より施行する。

昭和二十三・六・一 制定

昭和四十・三・二十二 改正

昭和四十二・三・二十三 改正

昭和四十三・三・二十一 改正

昭和四十八・四・二十六 改正

昭和五十四・十二・三 改正

昭和六十・四・二十七 改正

平成二・四・二十六 改正

平成三・四・二十六 改正

平成八・四・二十五 改正

平成十三・四・十二 改正

平成十四・三・十六 改正

平成二十三・六・三 改正

平成二十五・三・六 改正

平成二十八・六・十 改正

令和一・五・二十 改正

令和三・五・三十一 改正

令和五・五・三十一 改正

令和六・五・一 改正 PTAの在り方や運営方法の見直しのため大幅に改正

令和七・五・二十 改正

令和八・五・二十二 改正

第九章 細則

第一節【慶弔・見舞金及びご祝儀等】

第一条（目的）会員の冠婚葬祭に対する慶弔とあわせて会員に傷病が生じた場合に適用し、会員相互の儀礼を画し、その簡素化をはかることを目的とする。

第二条（名義）慶弔および見舞金の名義は本会を名義とする。

第三条（種別と金額）慶弔費および見舞金の金額は、次のとおりとする。

- (1) 在籍生徒 死亡 10,000 円 傷病見舞金 5,000 円
- (2) 保護者 死亡 10,000 円 傷病見舞金 5,000 円
- (3) 教職員
 - 本人 死亡 10,000 円 傷病見舞金 5,000 円 結婚 10,000 円 出産 10,000 円
 - 配偶者・実父母・子 死亡 5,000 円

※傷病見舞金については、30 日を超える場合に適用する。

第四条（その他）会員が不慮の災害にあった場合や、上記以外に必要と認められた事項については、役員会で協議しその都度決定する。

第五条（友誼団体）本会と友誼関係にある団体および関係機関の祝事等については、次のとおりとする。

- (1) 関係地区祭事、新年会等 御祝儀 各 5,000 円
- (2) 関係地区、中学校連合会総会等 会費については先方に提示された金額
- (3) その他祝事等の御祝儀、会費等については会長が決定し、役員会に報告するものとする。

第二節【交通費】

第六条（目的）本会会員の活動参加への交通費の負担を軽減することを目的とする。

第七条（交通手段）公共交通機関を使用し、車・バイク等の使用は原則禁止とする。やむなく車・バイク等を使用の際に発生した事故については、その全てにおいて本会は一切の責任を負わないこととする。また、会社や自宅以外から直行する場合については、定期券を所持する路線区間以外の部分を支給するものとする。

第八条（支給）交通費支給は自宅の最寄り駅・最寄りのバス停を基準とし、公共交通機関の最安料金とする。PTA を代表して出席するお通夜、葬儀、会議、交流会等の交通費は実費精算とする。精算は現金支給とし、各自が交通費精算書に日付、公共交通機関経路・金額・目的等を記入し、会計に提出し精算する。

第九条（期間）また、交通費の支給は年度内処理を原則とし、次年度への繰り越しはしないものとする。

第三節【インターネット運用】

第十条（目的）本会会員や関係者の個人情報保護に努め、本会活動の円滑化をはかるため、インターネット、電子メール等のツールを有効に活用し、情報の共有・発信・収集を行うこととする。この他、新たな事項が発生した場合は、役員会で協議する。

第十一条（管理者）管理責任者は会長とし、管理責任者はインターネット運用に関する取扱責任者として役員一名を充てる。

第十二条（注意事項）インターネットの利用に関しては、トラブルになった場合は情報開示請求等を用いて厳正に対応することとする。